Info 2

自然災害による「罹災証明書」「被災証明書」の発行

住まいが被害を受けたら最初にすること

災害で住まいが被害を受けた時は、あまりのショックに何から手を付けてよいか、分からなくなるかもしれません。片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しましょう。市から罹災証明書を取得して支援を受ける時や、保険会社に損害保険を請求する時に役立ちます。

問い合わせ 税務課資産税係（☎35-0913）

■用語解説

・罹災証明書…災害により被害を受けた住家の「被害の程度」を証明するもの
・被災証明書…災害により被害を受けた住家以外の建築物や構築物、動産等の被害の状況を市町に届け出たことを証明するもの

■被害状況の記録を忘れずに

「罹災証明書」と「被災証明書」の申請には、被災状況がわかる「全体」と「詳細」の記録（写真撮影）をお願いします。被災状況の記録は損害保険などの請求にも必要になる場合があります。

※申請の前に、各関係機関へ罹災証明書の必要の有無を確認ください。
※被災状況が分かる写真などの提出がない場合、証明書を発行できない場合があります。
※市職員による住家内の詳細調査が必要な場合は、マスクの着用、手指消毒など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底します。

■対象

・罹災証明書：住家
・被災証明書：空き家、納屋および倉庫などの非住家建物、カーポートや自動車など工作物および動産、所有するアパートの被災など

■持ち物

印鑑、身分証明書、被災状況の確認できる写真、建物図面など間取りがわかるもの（提出可能な場合）、修理費用のわかる請求書、見積書など※代理人の場合は、委任状および代理人の身分証明書

■申請期限 災害発生日から６カ月以内

■申請方法 税務課資産税係の窓口へ申請書と写真などの関係資料を提出

被害状況の写真の撮り方

家の外

・カメラやスマートフォンで、なるべく４方向から撮影する。
・浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮る。

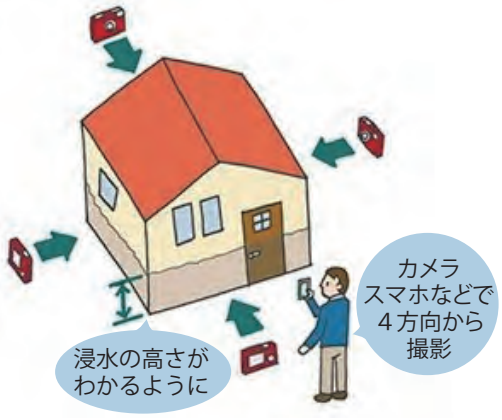

Point 1
被害の大きさがわかるように、メジャーなどをあてて、全体の様子がわかる引いた写真と、目盛りが読み取れる寄った写真の２種類を撮る。

家の中

・被害を受けた全ての部屋・箇所は以下の写真を撮影する。
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所に寄った写真
※想定される撮影箇所・・・内壁、床、窓、出入り口、サッシ、ふすま、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバスなど

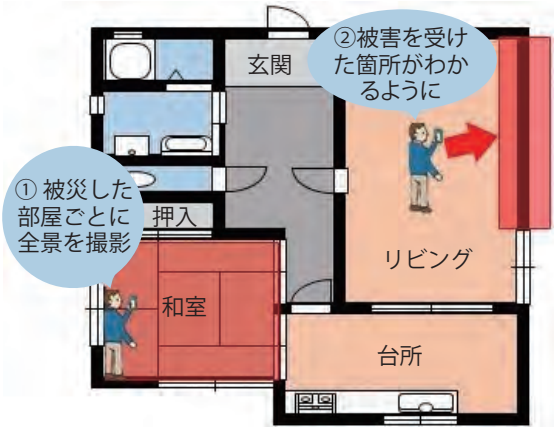

Point 3
被害状況がわかるよう、被害箇所のクローズアップ写真や指さし確認による写真を撮影する。

Point 2
写真に撮影日時の記録を残しておく。